消費者問題を よむ・しる・かんがえる

# 国民生活8

ウェブ版

NO.144 (2024)

# 特集 ADR を知る

特集1	ADR とは何か	1
特集2	国民生活センターによる ADR の取組	6
消費者問題アラカルト	集団的消費者被害回復訴訟における 特定適格消費者団体の役割と課題 ONE MESSAGE 最高裁判決と 集団的消費者被害の回復に向けて	10
「消費者事故調」レポート - 消費者安全調査委員会の活動から 学ぶ安全のあり方 -	これからの安全のあり方 - 事故を予防し消費者安全を実現する委員会 2.0 のはじまり -	14
美容医療の基礎知識	審美歯科(2) 歯科矯正の概要と注意点	17
海外ニュース	<フランス・ドイツ> 改訂栄養スコアでも残る問題点	21
	<ドイツ> さまざまな生活用品から PFAS 検出	
消費者教育実践事例集	つくり手(生産者)とつかい手(消費者)をつなぐ -「こども消費生活サポーター」の活動 -	22
気になるこの用語	生成する AI	24
暮らしの法律 Q&A	死別した夫の実家と縁を切るとどうなる?	26
暮らしの判例	クーリング・オフと法定書面の文字サイズ	27
誌上法学講座 消費生活相談に関連する刑法	名誉毀損罪、侮辱罪	31

# 特集 ADRを知る

#### 特集1

# ADRとは何か





早川 吉尚 Hayakawa Yoshihisa

#### 立教大学法学部 教授、弁護士(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所)

法制審議会、産業構造審議会等の委員等を歴任し国内立法に関与するほか、国際連合国際商取引法委員会、ハーグ国際私法会議、アジア太平洋経済協力(APEC)、国際標準化機構(ISO)等での国際立法に日本政府代表として関与

#### ADRとは

ADRとは「Alternative Dispute Resolution」の略であり、日本語としては「裁判外紛争解決」と訳されることが多いです。すなわち、「alternative (それ以外に選択可能な何か)」における「それ」とは「裁判」のことであり、国家が用意する「裁判所」における「裁判」という紛争解決サービスとは別に用意される紛争解決サービスのことを指しています。

そもそも人類が国家の存在を求めるようになったのは、2人以上の人間が存在するところには必ず何らかの紛争があり、その紛争の終局的な解決のために権威ある判断を下してくれる存在が必要であったからです。

例えば、わが国における鎌倉幕府の誕生も、その当時の新興勢力であった武士(そもそもは武装した農民である)の間に絶えず発生する紛争について、(犠牲が多いうえに様々な禍根を残す武力闘争という手法ではない)平和的解決手段の提供主体を構築するために、武士たち自らが立ち上げたという側面があります。

そして現在においても、何らかの紛争が発生した場合に、一方の当事者が当該紛争を解決したいと望み、しかし、他方当事者は(現状で構わないと思うがゆえに)紛争の解決など必要はないと考えている場合であっても、一定の条件が揃えば(他方当事者が参加を望まない場合でも)裁判手続が開始され、裁判所による裁判が進め

られるようになっています。それは、(紛争が山積する社会ではとても望めない) 「秩序」の維持という重要な役割の国家による実践でもあります。

しかし、裁判所を運営するための財源は国民が支払う税金であり、その運用には効率性も求められます。そこで、裁判という紛争解決サービスについては、社会秩序維持というその目的を損なわない範囲で、一定の「型」が用意されています。もちろんその「型」は、社会の中に存在する大多数の紛争形態に適したものですが、紛争類型には実に様々なものがあり、そのすべてに100%万能というわけではありません。

そこで、当事者が望むのであれば、(裁判所が 用意する「型」とは別の) 当該紛争類型の形態に 最も適した紛争解決手法の選択がなされるべき であり、そうした選択を可能にする裁判以外の 紛争解決サービスが用意されるべきであるとい う声が上がるようになります。これがアメリカ を中心に1960年代頃から見いだされるように なった「ADR Movement」であり、その中心は 「mediation」という紛争解決手法の奨励でし た。

#### 紛争解決の手法

紛争解決の手法は、一般に、当事者間での和解合意の探求により解決しようとするもの(和解合意探究型)と、権威ある第三者による拘束力ある裁定によって解決しようとするもの(裁定型)に大きく分かれます。

前者には「あっせん」や「調停」と呼ばれる紛争解決手段が属し、後者の代表は「裁判」です。「仲裁」と呼ばれる紛争解決手段は、拘束力ある裁定を下す第三者を当事者が選定できるという点で「裁判」とは異なりますが、その本質は「裁判」とは変わりません。

もっとも、国家により「型」が決められている「裁判」とは異なり、「裁判以外の紛争解決手法」という消極的な定義しかないADRにおいては、多種多様な紛争解決手法が併存しています。さらに細かな積極的な定義や分類を行ったとしても、結局、当該定義・分類からはみ出してくる紛争解決サービスが見いだされることが少なくはなく、また、そのこと自体も否定されるべきではありません。

例えば、前述のmediationはわが国では「調 停|と訳されることも多いですが、細かに見ると その実態は大きく異なります。わが国における [調停]の中心は裁判所が用意する[民事調停] 「家事調停」ですが、そこでは、社会的に権威のあ る立場の者が就任することが多い[調停委員]、 さらにそこに裁判官をも加えた[調停委員会] が、それぞれの当事者から別異に話を聞いて、時 に自らの和解案を提示してその受諾に向けてそ れぞれの当事者を説得するといった手続がなさ れます。これに対し、アメリカのmediationにお いては、両当事者の同席が原則であり、中立な第 三者たるmediatorは当事者間の和解に向けた 話し合いのための交通整理役に徹することが多 いです。とすると、mediationを「調停」と訳した 場合、実態とはまったく異なるイメージで mediationを理解してしまうおそれがあるとい うことになります。

定義や分類には、抽象的な言葉を聞いただけでその内容のおおむねの理解が可能であるという利点がありますが、多種多様な紛争解決サー

ビスが存在することを前提としたADRにおいては、そこに一定の危険性があることについても留意が必要です。当該紛争解決サービスが具体的にどのように進められるのか、個別具体的に認識することが極めて重要です\*1。

#### わが国の現行法

以上のようにADRとは、「裁判」以外に多種多様に存在する紛争解決サービスを指すものであり、国家により提供される紛争解決サービスである「裁判」とは異なり、国家法により必ずしも規律がなされる必要はない存在です。しかし、当該ADRに何らかのかたちで国家が関与する場合には、その限度で国家法による規律が用意される必要が出てきます。

#### 仲裁法

国家法の最たるものが、裁定型ADRの典型である「仲裁」につき規律する「仲裁法」です。

仲裁の最大の特徴は、手続の結果として下された裁定である「仲裁判断」に、訴訟の結果として下される「判決」と同様の拘束力(既判力)が与えられ、かつ、国家が提供する強制執行手続を利用する資格(執行力)も与えられるという点です。また、仲裁手続により紛争解決する旨の当事者間の合意である「仲裁合意」が存在すれば、裁判所に訴えを提起したとしても却下されてしまうという効果も与えられ(妨訴抗弁)、さらに、そのような強力な効力を伴う仲裁判断を下す権限を与えられた仲裁人は裁判官と同様に収賄罪の対象となります。こうした規律は国家法にしか与えることができず、以上の点を中心に(当事者間で自由に決定できる余地は大きいものの)仲裁法により一定の規律が与えられています。

民間事業者による紛争解決サービスに関する法 それ以外のADRについても、例えば、「裁判外

<sup>\*1</sup> 以上につき、拙稿「日本のADRの批判的考察一米国の視点から一」(立教法学会 『立教法学』54号 174~226ページ、2000年)を参照

紛争解決手続の利用の促進に関する法律」があります。その最大の特徴は、和解合意探求型の紛争解決サービスを提供する民間事業者に対し、一定の要件の充足を条件に国家による「認証」を与えるという点です\*2。

国家による認証が与えられた場合には、当該民間事業者は「かいけつサポート(認証紛争解決サービス)」というロゴマークの使用が可能となり、利用者がADR機関を選定する際の信頼性の1つの指標として機能することとなります。また、手続を進めているうちに消滅時効が完成してしまうおそれがあることに対し、認証事業者の手続については時効完成に猶予が与えられます。さらに、近時の改正において、認証事業者の手続の下で合意に至った和解について、裁判所における決定を条件に強制執行手続の利用も可能になりました。このような効力、及び、その前提としての認証制度の運用についても、国家法の下でしか実現できず、そのために同法が存在しているといえます。

#### 国の紛争解決サービスに関する法

このほか、民間事業者以外、すなわち、裁判所以外の国家機関により提供されている紛争解決サービスも存在しており、その設置に際しては国家法による規律が必要です。すなわち、公害紛争処理法の規律を受ける「公害等調整委員会」、建設業法の規律を受ける「建設工事紛争審査会」などであり、独立行政法人国民生活センター法の規律を受ける「国民生活センター」の下において提供される(後述の)紛争解決サービスも、その1つに分類することが可能です。

#### ADR利用におけるメリットと課題

前述したように、多種多様に存在する紛争類型・形態に対して、裁判所における「裁判」は1つ

の「型」の紛争解決手法しか提供できません。これに対し、ADRではそれぞれの紛争類型・形態に適した紛争解決手法によって解決を試みることができます。この点が、ADRを利用することの最大のメリットです。裁判所が用意する「民事調停」「家事調停」も、「裁判」ではないという点で「『裁判』外紛争解決」であると定義することも不可能ではありませんが、前述したように、その紛争解決手法にはやはり1つの「型」があります。したがって、「民事調停」「家事調停」以外の和解探求型の紛争解決サービスを裁判所以外の主体が提供することは、多種多様な紛争解決手法の提供という点で大きな意義を有しています。

#### 専門家の関与

紛争解決手法の多様性につき、より具体的に いえば、例えば、専門家の関与です。裁判官は法 律の専門家ではありますが、特定の分野につき 専門的な知識を有しているわけではありませ ん。しかし、例えば仲裁に関しては、海運業界で 長らく働いてきた方々を仲裁人としてリスト化 した海事仲裁の専門機関、建設業界で長らく働 いてきた方々を仲裁人としてリスト化した建設 仲裁の専門機関、スポーツ界で活躍してきた 方々を仲裁人としてリスト化したスポーツ仲裁 の専門機関というように、当該分野につき誰よ りも知識・経験がある真の専門家による判断を 仰ぐことができるADR機関が多数存在してい ます。また、和解合意探求型のADR機関につい ても、分野ごとに専門特化しているものが多数 存在しています。

#### 「型」の多様性

前述の紛争解決手法の「型」自体の多様性も重要です。例えば、裁定型ADRの例ですが、「日本知的財産仲裁センター」が提供しているインターネットの「ドメイン名」(例えば、\*\*\*\*.co.jpといったインターネット上のアドレスであれば、そ

こにおける\*\*\*\*部分)の不正取得の有無をめぐる紛争解決サービスでは、紛争解決のために策定された独自の簡易な判断基準の下、オンライン上だけで迅速に裁定が下されるしくみが構築されています\*3。

ただし、迅速に判断が下される分だけ、当該裁定には既判力をあえて与えず、裁定に不満ある者の裁判所への提訴を認めています。もっとも、ほとんどすべての事案では、さらなる裁判所への提訴はなされず、当該裁定の結論に従ってドメイン名の移転や抹消が関係機関により実行されており、結果として、迅速な紛争解決が実現されています。

また、和解合意探求型のADRについても、前述したアメリカ型のmediationのような紛争解決サービスを実現しているADR機関がわが国にも登場してきているなど、当該紛争の類型・形態に最も適する「型」の紛争解決手法が多種多様に存在する紛争解決サービスの中から選択できるようになってきています。

#### 様々な課題

他方で、ADRの利用には様々な課題も存在しています。その1つは、(税金を財源とする「裁判」や裁判所が用意する「民事調停」「家事調停」、裁判所以外の国家機関が用意する前記の紛争解決サービスとは異なり)民間のADR機関については、当事者からの利用料金を唯一の財源とせざるを得ないものが多く、財政的な制約ゆえにギリギリの運営を強いられているものが少なくはないという問題です。結果、事務局員、そして、仲裁人や調停人といった中立的な第三者について、ボランティア的な働きを求めざるを得ないという状況も散見されています。

また、ADRに対する一般の方々の理解が必ず

しも進んでおらず、その結果、活発には利用されていないというADR機関も少なくはありません。しかも、ADRにおいては(裁判とは異なり)当事者間に当該ADRを利用する旨の合意がない限り手続を進めることができないという本質的限界があるため、かかる十分な理解を当事者の双方が有している必要もあります。また、特に日本人については、前記のような公の機関が提供する紛争解決サービスのほうに、より強い信頼感を覚える傾向があることは否定できないことも、民間のADR機関の利用を躊躇させる1つの要因となっています。

ADR機関に対する財政支援、ADRに関するさらなる広報活動や教育啓発活動。これらが現在における国家的な課題といえるでしょう。

#### 消費者紛争にかかわる紛争解決 の現状とODR

以上のようにわが国のADRの状況につき概観してきましたが、消費者紛争との関係での紛争解決の現状に焦点を絞った場合はどうでしょうか。

消費者紛争との関係では、わが国においては、 前述の国民生活センター、さらには、地方公共団体が設置する「消費生活センター」が重要な機能を果たしています。その中心は「苦情相談」ですが、他方で国民生活センターには「紛争解決委員会」も置かれており、「和解の仲介」が行われています(制度的にはさらに「仲裁」も用意されているが、利用のほとんどすべては「和解の仲介」である。なお、かかる国民生活センターのADRについては、本誌の特集2において紹介がなされているため、詳細についてはそちらに譲りたい)\*4。

<sup>\*3</sup> 日本知的財産仲裁センターウェブサイト「JPドメイン名紛争処理」https://www.ip-adr.gr.jp/business/domain/

**<sup>\*4</sup>** 国民生活センターウェブサイト「国民生活センター紛争解決委員会によるADRの概要」 https://www.kokusen.go.jp/adr/hunsou/hunsou.html

#### 海外事業者との紛争の増加

ところで、近時においては、海外事業者との間でオンライン取引の拡大に伴い、越境消費者紛争の件数も増大しています。この点、わが国の民事訴訟法ではその3条の4第1項において、海外事業者に対する国際訴訟であっても消費者の住所が日本にある場合には日本に管轄を認めており、また、その3条の7第5項において消費者の住所地国以外を指定する国際裁判管轄合意の効力を原則として否定しています。

さらに、日本の国際私法法規である「法の適用に関する通則法」は、その11条において、消費者の常居所地国の消費者保護法規の適用を(契約準拠法が消費者の常居所地国法以外として合意されている場合でも)原則として認めています。したがって、日本の消費者は海外事業者に対して日本の消費者保護法を根拠に日本の裁判所で訴訟を提起することができるということになりますが、消費者取引における一般的な係争額を考えると、そのような極めて少額の紛争のためだけに消費者が国際訴訟を提起することを期待するのは、費用や手間を考えると非現実的です。

そこで、ADRの活用が期待されることになります。この点、国民生活センターは、越境消費者紛争の解決に助力すべく「越境消費者センター」をその内部に設置しています\*5。同センターは海外に多くの連携機関を有しており、(苦情を伝えたくても言語的にそれが難しい)わが国の消費者が日本語で相談すれば、当該苦情を翻訳したうえで(海外連携機関を介して)当該海外事業

者に当該苦情を伝えるといったサービスを行っています。もっともそれは、あくまでも二当事者間の和解交渉の円滑化への助力に過ぎず、厳密にはADRとはいえません。

#### ODR活用への期待

そこで現在活用が期待されているのが、紛争解決にオンラインを活用するOnline Dispute Resolution (ODR)です。オンライン上ですべての手続が完了するのであれば、当該事業者の所在が国内か海外かは、紛争解決手続との関係では関係がなくなります。その世界的な活用拡大のため、国連の「国際商取引法委員会 (UNCITRAL)」においてその基本スキームが提示され\*6、「アジア太平洋経済協力 (APEC)」においてモデル手続規則が策定され\*7、「国際標準化機構 (ISO)」において事業者向けのガイドラインも策定されています\*8。

実際にも近年のアメリカをはじめとする各国でのODRの活用の拡大には目覚ましいものがあり、消費者紛争、特に越境消費者紛争の解決の切り札として、現在注目されています。

わが国での活用はまだまだこれからですが、 法務省による実証実験も進められており\*9、消 費者紛争の解決を中心にADRの新たなかたち での展開として大いに期待されています。

<sup>\*5</sup> 国民生活センター 越境消費者センター https://www.ccj.kokusen.go.jp/

<sup>\*6</sup> 国際商取引法委員会(UNCITRAL) [UNCITRAL Technical Notes on Online Dispute Resolution] https://uncitral.un.org/sites/uncitral.un.org/files/media-documents/uncitral/en/v1700382\_english\_technical\_notes\_on\_odr.pdf

<sup>\*7</sup> アジア太平洋経済協力(APEC) [APEC Collaborative Framework for Online Dispute Resolution of Cross-Border Business-to-Business Disputes - Endorsed」 https://mddb.apec.org/Documents/2019/EC/EC2/19\_ec2\_022.pdf

<sup>\*8</sup> 国際標準化機構(ISO) [Transaction assurance in e-commerce — Guidelines for offering online dispute resolution services] https://www.iso.org/standard/84834.html?browse=tc

<sup>\*9</sup> 法務省「ODRの社会実装の促進に関する調査研究(ODR実証事業)に係る報告書」(2024年3月29日) https://www.moj.go.jp/housei/adr/housei10\_00008.html

#### 特集2

# 国民生活センターによる ADRの取組



独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会事務局

国民生活センターは、2009年度に紛争解決委員会を設置し、「重要消費者紛争」について、「和解の仲介」や「仲裁」というADR手続を行っています。2024年度に16年目を迎えました。

消費者紛争について、その当事者である消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力において格差があることや、一般には被害金額が少額であること等の事情から訴訟手続のみで被害救済を図るには一定の限界があるため、消費者基本法により苦情の処理のあっせん等における中核的な機関として位置付けられている国民生活センターにおいて、いわゆる「行政型ADRIによる消費者紛争の解決を図っています。

ADRは、厳格な裁判手続と比較して、当事者の事情に合わせた柔軟な手続が可能であり、裁判手続よりも簡易・迅速な解決を図ることができることがその魅力の1つです。

#### 図1 紛争解決委員会の特色

#### ○独立した紛争解決委員会を国民生活センターに設置

○解決が全国的に重要である紛争(重要消費者紛争)について、「和解の仲介」と「仲裁」を実施

消費者問題 専門の ADR機関

- ・消費者紛争について幅広く対応
- ・消費者問題に関する専門的知見を有した委員が手続を担当
- ・消費者相談の延長線上に存在し、苦情処理と一体的な解決 が可能

消費者の 後見的役割

- ・事業者との格差を補い、実質的に対等の立場で交渉が可能
- •申請手数料無料
- ・事務局による申請書作成支援
- •申請者に代わり、事実調査及び関連資料の収集
- ・手続に応じようとしない事業者への説得

国民生活センタ・ ADR独自の 制度設計

- ・法律に基づく実効性の担保措置の存在
- ・期日への出席、関係書類の提出要求(国民生活センター法22条)
- ・義務履行の勧告(国民生活センター法37条)
- ・結果の概要の公表(国民生活センター法36条)

#### 国民生活センター紛争解決委員会 の概要

国民生活センター紛争解決委員会(以下、紛争解決委員会)は、紛争解決のため、独立して職権を行使します(独立行政法人国民生活センター法[以下、法]11条3項)。紛争解決委員会は15名の委員で組織し、65名の特別委員を置いています(2024年7月末日時点)。

委員、特別委員は、法律又は商品もしくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長により任命されています(法13条1項、16条3項)。

主に、全国の消費生活センター等や国民生活センターへ寄せられた相談のうち、助言やあっせん等の相談処理による解決ができなかったときなどに、紛争解決委員会のADR手続(「和解の仲介|または「仲裁」)で解決を図ります。

ADR手続が始まると、当事者双方との話し合いを通じて、紛争解決をめざします。そして、手続終了後には、紛争解決委員会が必要と認めるときは、結果の概要を公表することがあります。

紛争解決委員会には 主に「消費者問題専門 のADR機関」「消費者 の後見的役割」「独自の 制度設計」という特色 があります(図1)。 特集2 国民生活センターによるADRの取組

#### 「重要消費者紛争」とは何か

まず、「消費者紛争」とは、消費生活に関し、消費者(消費者契約法や景品表示法に基づく差止請求を行う適格消費者団体も含まれます)と、事業者との間に生じた民事上の紛争をいいます。

そして、消費者紛争の中でも、その解決が全国 的に重要であるものを「重要消費者紛争」として います(法1条の2)。

独立行政法人国民生活センター法施行規則 (以下、内閣府令)では、「重要消費者紛争」を、次のとおり定めています。

- ① 同種の被害が相当多数の者に及び、又は 及ぶおそれがある事件に係る消費者紛争 (内閣府令1条1号) (**多数性**)
- ② 国民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争(内閣府令1条2号)(重大性)
- ③ ①、②のほか、争点が多数であり、又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情により紛争解決委員会が実施する解決のための手続によることが適当であると認められる消費者紛争(内閣府令1条3号)(複雑性等)
- ④ 特定適格消費者団体が共通義務確認の 訴えを提起できる消費者紛争(内閣府令 1条柱書)

#### 「和解の仲介」と「仲裁」の違い

「和解の仲介」は、仲介委員が当事者間の交渉 を仲介し、和解を成立させることによって紛争 解決を図るものです。

「仲裁」は、仲裁委員が判断(仲裁判断)を行い、 当事者がその仲裁判断に従うことで紛争解決を 図るものです。仲裁判断は、裁判の判決と同様の 効力が認められています(なお、強制執行を行う ためには、別途手続が必要です)。そのため、「仲 裁」の申請に先立って、仲裁委員の判断(仲裁判 断)に従う旨の両当事者の合意(仲裁合意)が必 要です。仲裁判断に対して、不服を申し立てるこ とは原則できません。

なお、紛争解決委員会への申請はほとんどが 「和解の仲介」の手続です。

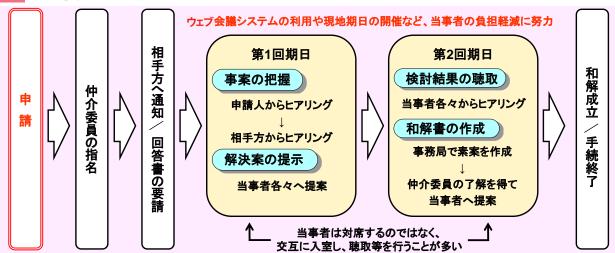
#### ADR手続の主な流れ

「和解の仲介」の手続を例としてADR手続の主な流れを説明します(図2)。申請で始まり、和解または不調によりADR手続が終了するまで、原則非公開です(法23条)。

#### (1)申請

申請は、消費者(及び適格消費者団体)または 事業者から申請書によって紛争解決委員会に申 請します。当事者の一方(申請人)から申請され た場合、紛争解決委員会は、他方の当事者(相手 方)に申請書の写しとともに申請がなされた旨

#### 図2 ADR手続の主な流れ



#### 特集 ADRを知る

#### 特集2 国民生活センターによるADRの取組

の通知を行い、仲介によって紛争解決を図る意思があるか確認します。手続に応じるか否かは、 他方当事者(相手方)の任意です。

#### (2)仲介委員の指名

委員または特別委員から、1名または2名以上 の仲介委員が、委員長により指名されます。

指名された仲介委員は、中立かつ公正な立場で和解の仲介を行います。

#### (3)期日の開催

相手方から手続に応じる旨の回答があった場合、仲介委員は、事案の内容や、当事者の状況を総合的に判断し、ウェブ会議、電話、面談など、適当と認める方法によって和解の仲介を行います。仲介委員が当事者から意見を聴取し、事件関連資料等を取り調べる日を「期日」といいます。

仲介委員は、必要があると認めるときは、当事者に対し、期日への出席や事件に関係のある文書または物品の提出を求めることができます。 お互いの主張がかみ合わないため、合意に達せず、解決が見込めないような場合、仲介委員は、必要に応じて和解案を作成し、当事者に和解案の受け入れを勧めること(これを「和解案の受諾勧告」といいます)ができます。

#### (4-1)和解

仲介委員が当事者間の交渉を仲介し、当事者 双方の互譲により解決をめざし、合意に達した 場合は「和解」が成立します。和解が成立した場 合、仲介委員は、合意内容を記した書面(和解書) を作成します。当事者双方が、これに署名・押印 したうえで合意内容を双方が履行します。

なお、和解で定められた合意事項が守られない場合、当事者からの申出があり、紛争解決委員会が、これを相当と認めるときは、合意事項を守るよう、もう一方の当事者に勧告することができます(これを「義務履行の勧告」といいます)。

#### (4-2)手続終了(不調)

仲介委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないと認めるときは、手続を終了します。こ

れを「不調」といいます。相手方から手続に応じない旨の回答があり、期日への出席を求めても応じない場合も不調により手続を終了することになります。

不調のほか、仲介委員は、申請事案が、その性 質上、和解の仲介をするのに適当でないと認め るときは、手続を終了することがあります。

#### (5)結果の概要の公表

紛争解決委員会は、手続が終了した場合、必要と認めるときは、手続の結果の概要を公表することができます(法36条)。この場合、当事者に対し、公表案を事前に照会し、意見が提出された場合はそれを踏まえて紛争解決委員会で審議します。

ADR手続は原則非公開ですが、重要消費者紛争の背景には同種の紛争が存在しており、ADR手続によってどのような結論に至ったのかを公表することにより、他の同種紛争の被害の救済の契機となっています。

#### 結果概要を公表した事案

紛争解決委員会で取り扱った出張配管洗浄 サービスに関する事案を紹介します。

トイレ修理、水漏れ修理、鍵の修理、害虫の駆除等の日常生活でのトラブルに対処するサービス、いわゆる「暮らしのレスキューサービス」に関しては、全国の消費生活センター等にも多数の相談が寄せられていますが、紛争解決委員会への申請においても多くなっています。

【事案】出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(一部抜粋。全文は国民生活センターのウェブサイトでご覧いただけます\*)

#### (1)当事者の主張

#### 〈申請人の主張の要旨〉

自宅マンションで、便器に詰まりが発生し、便器から水が漏れる寸前になってしまった。インターネットで検索した相手方のウェブサイトには「コミコミ5,000円~」「明朗会計」との表示が

<sup>\*</sup> 国民生活センター「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について(令和5年度第4回)」 【事案6】出張配管洗浄サービスの料金に関する紛争(38) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20240327\_2.pdf#page=16

#### 特集2 国民生活センターによるADRの取組

あったため、良心的な価格の事業者だと思って電話した。電話でオペレーターに費用の概算を尋ねたところ、簡単な作業なら5,000円、便器を取り換えて新品にする場合は最大で20万円と説明され、5,000円ぐらいで直ると思って依頼した。

30分後、担当者が来訪し、作業を始めた。薬剤で詰まりが解消されず、トーラー(排水管の詰まりを解消するための工具)、高圧洗浄と追加で作業が発生し、その都度依頼した。作業が終わり、担当者から21万5000円の請求書を渡された。20万円の請求は想像していなかった。納得できず、担当者に抗議したが、現金で支払うように繰り返し高圧的に言われ、契約書に署名し、現金での支払いに応じた。

後日、消費生活センターに相談し、クーリング・オフを申し出たが、解決できなかった。

契約がなかったこととして、既に支払った21万5000円を返金してほしい。

#### 〈相手方の主張の要旨〉

当社のウェブサイトには、料金表とともに作業内容についても掲載している。詰まり除去作業は、現場の状況次第で必要となる費用が変動し、事前にその費用を提示することが不可能な役務の特徴から、消費者からの訪問依頼の段階で作業内容と必要となる費用の最大料金を認識してもらい、そのうえで訪問依頼をしてもらうために掲載している。

また、特定商取引法の訪問販売の適用除外に該当すると考えている。

訪問販売の適用除外が該当するか否かは、司法の場においてしか結論が出ないと推測されるため、歩み寄りによって和解に向けて手続に協力したい。6万円の返金で和解を希望する。

#### (2)手続の経過と結果(和解)

仲介委員は、期日において、当事者からこれまでの経緯や事情を聴取した。当事者からの聴取を踏まえ、仲介委員は、相手方に対し、本件契約は特定商取引法の訪問販売に該当し、申請人は契約書面を受領した日から8日以内にクーリン

グ・オフの通知書を送付していることから、全額 返金するよう求めた。

これに対して相手方は、作業を行う前に作業 内容と費用を申請人に説明して了承を得てから 作業を行っている、仮に訪問販売に該当して クーリング・オフが有効だとしても、作業を行っ て詰まりが解消していることから、全額返金に 応じることはできない、緊急時の出張サービス であることから一部作業料金が相場よりも高額 であること等を述べた。

クーリング・オフによる全額返金には応じられないが、紛争の早期解決のため、一部返金に応じるとの相手方の回答を踏まえ、仲介委員が申請人の意向を確認したうえで和解金額を調整したところ、申請人に対して相手方が約12万5000円を返金するという内容で、当事者が合意したため、和解が成立した。

#### より利用しやすいADR手続のために

以上のとおり、紛争解決委員会は、消費者と事業者の情報の質及び量並びに交渉力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たします。事業者との格差を補い、実質的に対等な立場で、ADR手続を実施していきます。

また、消費者紛争を簡易・迅速に解決するため、消費者が申請書を作成する際に事務局が作成を支援したり、申請書等を郵送以外にメールでも提出できるようにし、申請日から手続終了までの日数が平均90日以内になるよう努めています。さらに、近年はウェブ会議システムを利用した期日の開催を行い、遠隔地の当事者の負担軽減を図るなど、利用者の利便性の向上も図っています。

引き続き、紛争解決委員会はこれまでの解決 水準を確保しつつ、和解率の向上(和解率60% 以上)に努め、消費者紛争の迅速・適正な解決と 同種紛争の発生または拡大の防止のため、ADR 手続を実施していきます。

#### 消費者 問題 アラカルト



# 集団的消費者被害回復訴訟における特定適格消費者団体の役割と課題

# ONE MESSAGE最高裁判決と 集団的消費者被害の回復に向けて

仲居 康雄 Nakai Yasuo 弁護士

1976年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 1988年5月~ 第一東京弁護士会消費者問題対策委員会委員 2019年4月~2024年6月 特定非営利活動法人 消費者機構日本 被害回復委員会委員 消費者機構日本の代理人の一人としてONE MESSAGEらに対する共通義務確認訴訟を担当

8月号・9月号連続企画として、8月号では、今回の訴訟の当事者から、訴訟概要や経過等を紹介いただき、9月号では、学識者の方に本訴訟の意義や評価について、解説していただきます。

#### はじめに

情報商材の販売にかかる集団的消費者被害回復訴訟において、支配性の要件を欠くとした原判決を破棄、第1審判決を取り消して、1審の裁判所に差し戻した判決(最高裁令和6年3月12日判決)について、事案の概要と裁判の経緯、判決の意義について解説します。

#### 🦳 消費者裁判手続特例法について

消費者裁判手続特例法(以下、特例法)は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、消費者に代わり内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体において手続を遂行できることが認められています。手続としては、第1段階の「共通義務確認訴訟」で事業者がこれらの消費者に対して共通の原因に基づき金銭の支払義務等法律関係が確認された場合に、その結果を基に第2段階の「簡易確定手続」で、対象債権の存否、内容、個々の消費者の権利の存否、内容を確定させることを予定しています。

#### 事案の概要と審理の経過

(1)本件は、前述の特例法に基づき、特定適格消

費者団体である特定非営利活動法人消費者機構 日本(以下、X)が原告として、後述の各商品の販 売業者株式会社ONE MESSAGE(以下、Y1)と 商品の販売に際しウェブ動画に出演するなど関 与したY2の2名を被告として、東京地方裁判所 に対し共通義務確認訴訟を提起した事案です。

- (2) Xの訴訟での主張の概要は、次のとおりで、 これが不法行為に該当すると主張しました。
- ① Y1は、ウェブサイト上の表示や動画により、 「日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェ クト などと称し、仮想通貨で稼ぐ方法を徹底解 説したという「仮想通貨バイブルIDVD5巻セッ ト(以下、仮想通貨バイブル)あるいは、仮想通貨 バイブルに加え、仮想通貨の最新情報を入手で きるLINEグループ加入、セミナーのVIP席が得 られる特典を付加などした[VIPクラス]の勧誘 をし、次いで仮想通貨バイブルやVIPクラス購 入者に対しウェブサイトを通じ、簡単な初期設 定で後は人工知能が資金を増殖させてくれると 称する「ハイスピード自動AIシステム」を中心と する[パルテノンコース]を勧誘し、それぞれ販 売した者である。Y2は、Y1の上記販売に関し、 ウェブサイト上の勧誘動画の出演、セミナー開 催、サポートなどを担当した者である。
- ② 仮想通貨バイブルやハイスピード自動AIシステムの実際は、仮想通貨バイブルは、内容が抽象的、断片的説明があるのみで、そもそも利益を得られる内容ではなく、ハイスピード自動AIシステムも、簡単な初期設定のみで自動的に利益を生むものでもなく、逆に損失を被るリスクが

あるなど、Yらが勧誘に際し虚偽又は実際と著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売した。

(3)上記 X の主張に対し、Y1Y2は違法性を争うなど種々主張しましたが、その中でY2は、商品を購入した消費者にも過失があり、過失相殺の判断は、個々の消費者ごとに複雑であり、特例法3条4項に規定する「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」(「支配性の要件を欠く」とも表現されます)に該当し、支配性の要件を欠く旨などを主張して訴えの却下を求めました。

これに対しXは、そもそも消費者に過失はないし、虚偽または著しくかけ離れた誇大な効果を説明した者が消費者の過失を主張することは正義に反する、仮に過失相殺するのであれば共通義務確認訴訟で一律に判断すればすむ旨などを主張しました。

- (4) ちなみに、東京地方裁判所におけるY1の主張によれば、仮想通貨バイブルの購入者(VIPクラス購入者も含みます)は約5,500人、パルテノンコースの購入者は約1,200人とされています。
- (5)2021(令和3)年5月14日、1審である東京地方裁判所は、Y2の主張を容れ、「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に当たるとしてXの訴えを却下しました。

その中で「本件各対象消費者において確実に稼ぐことができる方法があるといった勧誘内容を信じたことにつき過失相殺すべき事情がおよそないとはいえない」、本件各対象消費者の過失の有無や過失相殺割合について、対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識、経験の有無及び程度、職務経歴、「本件各商品等の購入に至る経緯等の事情を考慮して認定、判断することが必要であり、個々の対象消費者ごとに

相当程度の審理を要するものである」などと判示しました。

(6)東京地方裁判所の判決に対しXは控訴し、 過失相殺については、簡易確定手続でも審理可 能であるなど主張を追加しました。

しかし、2021(令和3)年12月22日、控訴審の東京高等裁判所も、訴えを却下した第1審判決を支持しました。控訴審判決では、過失相殺に加え、消費者の購入動機として「単に仮想通貨による稼ぎ方に興味を抱いた場合も想定され」、勧誘と損害の因果関係についても支配性を欠く理由とされ、簡易確定手続において「因果関係の存否についても、被控訴人が争っているため、それぞれ個別に審理する必要があり、陳述書等により類型的に判断することは困難である」とも判示しました。

#### 上告受理申立と最高裁判所の判決

(1)控訴審判決を受け、Xは上告受理の申立をしました。上告受理申立の理由の要旨は①本件は過失相殺すべき事案ではなく、原判決(控訴審判決)は民法722条2項の解釈・適用を誤っていること、②過失相殺、因果関係は簡易確定手続で可能であり、原判決は特例法3条4項の解釈・適用を誤っていること、の2点です。

これに対し最高裁判所は、Xの上記上告受理申立の理由のうち特例法3条4項の解釈・適用を誤っている点について受理する旨決定し、弁論が開かれました。

(2)そして、2024(令和6)年3月12日、最高裁判所は、原審である控訴審判決を破棄、第1審判決を取り消して、東京地方裁判所に差し戻すとの判決を言い渡しました。

本判決は、支配性の要件に関し、「法3条4項により簡易確定手続において、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとして共通義務確認の訴えを却下することができるのは、個々の消費者の対象債権の存

否及び内容に関して審理判断をすることが予想 される争点の多寡及び内容、当該争点に関する 個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要 性、想定される審理内容等に照らして、消費者ご とに相当程度の審理を要する場合である」、過失 相殺に関し、Y1Y2の説明は「本件各商品に関す る説明はウェブサイトに掲載された文言や動画 によって行われたものであるから、本件対象消 費者が上記説明を受けて本件各商品を購入した という主要な経緯は共通し」、「その説明から生 じ得る誤信の内容も共通している」こと、「本件 各商品は、投資対象である仮想通貨の内容等を 解説し、又は取引のためのシステム等を提供す るに過ぎず、仮想通貨への投資そのものではな いことから、過失相殺の審理において、対象消費 者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識や 経験の有無及び程度を考慮する必要性が高いと はいえない こと、「対象消費者につき、過失相殺 をするかどうか、仮に過失相殺をするとした場 合の過失の割合が争われたときには、簡易確定 手続を行うことになる裁判所において、適切な 審理運営上の工夫を講ずることも考えられる| ことから、「過失相殺に関して、対象消費者ごと に相当程度の審理を要するとはいえない」、因果 関係に関し、「上記のとおり、商品購入に至る主 要な経緯は共通しているところ、上記説明から 生じた誤信に基づき当該商品を購入したと考え ることには合理性があることに鑑みれば、本件 対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情 が様々であるとはいえないから、因果関係に関 する事情についても、対象消費者ごとに相当程 度の審理を要するとはいえない | と判示しまし た。

本判決には林道晴裁判官の補足意見があり、「当事者多数の訴訟において、仮に過失相殺をするとした場合には、当事者(被害者)ごとに存する事情を分析、整理し、一定の範囲で類型化した上で、これに応じて過失の割合を定めるなどの

工夫が行われているところであり、同様の工夫は、簡易確定手続においてもなし得るものと考えられる。民事裁判の実務において培われてきたこのような種々の審理上の工夫を考慮し、相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するという法の立法趣旨をも踏まえて、本要件の該当性を判断することが相当であろう」と指摘されています(宇賀克也裁判官も同調)。

#### 本最高裁判所判決の意義と 今後への影響

(1)本件の一連の審理の中で、そもそも消費者側に過失相殺すべき事情がある場合や不法行為と損害の間の因果関係がない消費者が存在する、などの可能性がある場合、特例法に定める集団的消費者被害回復制度は利用できないのかが問題となったのです。

しかし、第1審判決及び控訴審判決の判示のように、過失相殺の適用や因果関係の不存在について事業者から争われると支配性の要件を欠き、集団的消費者被害回復制度が利用できないこととなるのでは消費者被害回復という特例法の活用は大きく制限されてしまいます。とりわけ消費者事件ではしばしば主張される不法行為に基づく損害賠償請求の事案にあっては集団的消費者被害回復制度の利用が極めて難しくなってしまうおそれが出てきます。

逆に事業者側からの視点として、本件の1審である東京地方裁判所の判決後には同判決に基づき、支配性の要件を争う訴訟戦略は参考になる旨の見解も出されていました。

(2)しかし、共通義務確認訴訟では、集団的な消費者被害救済を図るという性格上、想定される大多数の対象消費者に関して支配性の要件を検討すべきであり、例外的な消費者あるいは常識外の訴訟対応をする事業者の態度を考慮して判断すべきではないと思います。そうでなければ特例法により救済される消費者の被害事案は極

12

めて限定的なものとなってしまいます。

例えば、共通義務確認訴訟の第1号事案であ る学校法人東京医科大学に対する共通義務確認 訴訟(以下、東京医大訴訟)では、女性や多浪受験 生に対して不当な得点調整がなされていること を告げずに入学募集した事案でしたし、本件で はウェブサイトで対象消費者に対して画一的に 虚偽又は誇大な勧誘を行っている事案でした。 このような事案では、共通性の要件を充たすだ けでなく、当該勧誘行為により大多数の対象消 費者が同様の誤信に陥ることが推認されますの で、そこから外れる特殊なケースに関しては簡 易確定手続での審理で十分対応できると考えら れます。東京医大訴訟では、被告は、受験生の志 望動機は様々なので不当な得点調整を知ったと しても受験したことが考えられると、損害との 間の因果関係に関して個々の消費者の主観の審 理が必要であるとして支配性の要件を欠くと主 張しました。

しかし、東京地方裁判所の2020(令和2)年3月6日の判決では「本件対象消費者の大部分は、属性に基づく得点調整が事前に判明していれば、本件大学に出願しなかったものと推認するのが相当である」「本件対象消費者の大部分にとっては、出願回避の選択につき合理性があるものと考えられ、本件因果関係の審理については、対象消費者が陳述書等を提出した上で、被告の主張等に基づき、上記合理性を覆すような事情の有無を審理することになるものと考えられ、少なくとも、網羅的に対象消費者の尋問が必要になるとは考え難い」として支配性の要件を欠くとはいえないという判断をしています。

なお、本件の原告団体では、共通義務確認訴訟を提起するに際し、違法・不当な勧誘行為が対象消費者に対して画一的に行われている事案を選定しています。

(3)本判決は、上記のとおり、支配性の要件についての解釈を述べたうえで、過失相殺について、

本件事案に照らして、簡易確定手続を行う裁判所における「適切な審理運営上の工夫を講ずる」 ことも挙げ、支配性の要件を欠くことにはならない旨判断したものです。因果関係についても、 勧誘によって購入したと考えることに合理性があり支配性の要件を欠くことにはならないものと判断しています。

(4)今回の判決では、支配性の要件の解釈に関して、簡易確定手続を実施する裁判所の審理に関して、多数意見及び補足意見で述べられていることも重要です。多数意見では簡易確定手続を実施する裁判所において適切な審理運営上の工夫を講じることを前提としています。また補足意見では、これまで多数当事者訴訟においてグループ分けなどの審理上の工夫が行われるなど訴訟実務で培われてきた種々の審理上の工夫を考慮し、特例法の立法趣旨をも踏まえて、支配性要件該当性を判断すべきとしています。

このような支配性の要件の解釈、訴訟実務における多数当事者事件の訴訟の審理上の工夫などを踏まえると、今後、過失相殺すべき事情により支配性の要件を欠き訴えが却下されるのは、例外的な場合に限られるように思われます。因果関係の存否も、勧誘によって被害が生じたことことに合理性があれば、格別支配性の要件を欠くことにはならないように思われます。本判決は、第1審判決や控訴審判決にみられる消費者の被害救済の観点からは厳しい姿勢を否定し、多数の消費者の財産的被害を集団的に回復する特例法の趣旨にかなう妥当な判決といえ、その意義は極めて大きいとものと評価しています。

# 「消費者事故調」レポート

- 消費者安全調査委員会の活動から学ぶ安全のあり方-





### これからの安全のあり方

#### - 事故を予防し消費者安全を実現する委員会2.0のはじまり -

**澁谷 いづみ** Shibuya Izumi 愛知県瀬戸保健所長、愛知医科大学 客員教授、博士 (医学)

消費者安全調査委員会臨時委員。厚生科学審議会委員、消費者委員会食品表示部会臨時委員とその栄養表示 に関する調査会座長を歴任。第31回母子保健奨励賞・毎日新聞社賞受賞

「消費者事故調レポート」連載最終回の執筆に当たって、本誌に中川丈久委員長が寄稿された「消費者安全調査委員会設立10年の成果と今後の課題」\*1を読み直してみました。

委員会2.0は、単に、発生した事故の原因調査と対策を述べるという受け身の"消費者事故調"にとどまりません。消費者安全を包括的に実現するための"最後の砦"として、積極果敢に、検討するべき事故(事故類型)を探り出し、社会に安全の在り方を提案する組織というイメージです。

ここでいう、事故を予防し消費者安全を実現する「消費者安全調査委員会2.0」のステージが始まっています。筆者は第1期の消費者安全調査委員会(以下、調査委員会)の途中から断続的に委員会委員と部会委員を約9年務めています。大学病院の小児科臨床研修医を経て研究、行政に従事し、とりわけ公衆衛生医師として予防の仕事をしています。調査委員会の活動は原因究明にとどまらない、申告されたものだけの検討にとどまらない、その先の将来や広がりを見据えている点で通じるものがあると感じています。

筆者の背景にある公衆衛生は、その言葉のごとく、すべての人々の生命と生活を衛る、という意味です。公衆衛生行政と消費者との接点である保健所は、健康危機管理が重要な機能です。食品安全、医療安全等の分野で事故発生時の原因究明はもちろん、平常時の管理、すなわち予防のため

の活動が求められる業務です。

保健所は、薬剤師、管理栄養士、食品衛生監視員、医療監視員等のほか、必ず医師が常勤する行政機関です。調査委員会は法律家、工学系研究者等の専門家や消費者の代表等で構成され事務局にも法律家等を擁して活動しています。事故の原因究明は、地域レベルのものも国レベルのものも多職種がその専門性や視点で議論し原因究明していくという点では同じです。

委員の経験を基に、これからの安全のあり方を 一考し、次に述べたいと思います。

#### 🕢 安全のあり方を考えてみましょう

まず安全について皆で考えてみましょう。事業者、消費者、行政、すべての人です。そしてそれは誰一人取り残さない安全の確保をめざすことにつながり、それに尽きます。誰も他人事・傍観者ではなく、自分のこととして関心を持ち「自分のできる」行動をすることです。求められるのは皆で考える風土を醸成することです。

そのためには、例えばリスクコミュニケーションの機会が確保・増やされることが大切でしょう。サービスを提供する事業者と消費者、行政の三者が同じテーブルで、事業者に有利な情報も不利な情報も出し合って、消費者が情報を取捨選択し好ましい情報と行動を選び取ることができる環境を整えることが必要です。そこにはその機会を設定する、いわば中立の行政の役割が大きくあると思いますが、事業者のコンプライアンス、安全

<sup>\*1</sup> 中川丈久「消費者安全調査委員会設立10年の成果と今後の課題」(ウェブ版 「国民生活」 2023年2月号 「消費者問題アラカルト」) https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202302\_05.pdf

にかかわる意識の醸成や消費者自身の参画も欠かせません。年齢に応じた安全教育・消費者啓発の機会の確保やリスクコミュニケーションの場の設定が望まれます。安全は消費者にとって一方通行的に与えられるものではなく、その確保に消費者自身も参画していくことになります。

様々な分野の専門職が、その資質から安全の 視点を持って仕事をすることも必要でしょう。例 えば、医師や薬剤師が医療の現場以外にも「安 全」の視点で観察・関心をもっと持ってもらえる 社会環境ができたらよいと思います。

一方、消費者の中でも特に高齢者、障がい者、 小児等は、今後も十分な配慮が必要な対象と思われます。消費者安全のデジタルトランスフォーメーション (DX) を考えたとき、これらの配慮が必要な人の行動を補完するにとどまらず、まだ見えていない危険や行動の予測、情報収集システムと情報評価への活用、情報提供のあり方等に事業者や行政の積極的な検討が望まれます。

次に、事故の発生を防止・予防するためには様々な分野において、事故あるいはいわゆる「ヒヤリハット」の段階の情報収集のしくみや潜在的なリスクの把握・分析・評価・活用のしくみをさらに整えていくことも求められていると思います。加えて、これまでより広く分野を開拓し、行政や公的機関だけでなく民間サービスの育成とその活用で安全の確保を図ることも視野に入れてはいかがでしょう。

一方で、そもそも調査委員会は、各省庁に対し意見を述べ法的な整備を促すことができる重要な役割を担っています。また、安全を確保するため、1つの省庁に限らず複数の省庁の関与が必要な場合や、どこにも所管されていない問題が表面化することもまれではありません。こういった課題を明らかにし、さらに踏み込んで解決の方向性を示唆していくことも今後もっと求められるかもしれません。

さらに安全の確保には、国際的な視点がいっそう求められるでしょう。輸入品が問題になることや、

日本でのサービスや購入製品が外国で問題になる可能性も否定できません。少なくとも、消費者保護及び執行のための国際ネットワーク (ICPEN) \*2 加盟国の状況や動きが、日本の消費者と行政活動にもっと見えやすく、活用できるとよいと思います。

今後ますます、海外で先駆けて起こっている消費者問題・事故の把握や外国の安全に関する基準・制度の研究・調査、情報発信も必要でしょう。 海外から訪日、移住した外国人にも安全で安心な日本であることが必要です。

前述のとおり、安全の確保は1つの省庁で終結・解決できる事柄はほとんどないといってもよいでしょう。安全に関わる政策が進展していくためには、人事交流や意見交換の機会を恒常的に設定し、互いに理解を深め省庁間の風通しをよくしていくのがよいと思います。そのうえで、安全のあり方は審議会や消費者庁等がリーダーシップをとってビジョンを牽引していくことになるでしょう。

#### 消費者安全調査委員会の 展望と課題

調査委員会は、これまでも社会の動きに寄り添って進展し、影響力のあるものとなるよう尽力してきました。以下には継続的に検討されるテーマとしての視点を取り上げ、筆者の調査委員会への期待を述べます。これは社会の動きに呼応するだけでなく、「誰も取り残さずより安全な社会へシフトさせていく力」となる調査委員会と事務局への要望です。

#### #情報収集と公表のあり方

「事故情報データバンク」\*3は重要な情報源ですが、DXでのさらなる進化も期待したいところです。また事故の種類によっては消費者の自主的な相談や届けを待つばかりでなく、法・制度として情報収集をすべきものはないか、検討してみることも必要でしょう。さらに既存・既知の情報収集

<sup>\*2</sup> ICPEN: International Consumer Protection and Enforcement Network

<sup>\*3</sup> 生命・身体にかかる消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステム https://www.kokusen.go.jp/jikojoho\_db/

# 「消費者事故調」レポート - 消費者安全調査委員会の活動から学ぶ安全のありカー

システムの把握とその連携や活用を考えておくことも平時に実施しておくとよいでしょう。

調査や実験、収集した事故情報をどのようにどこまで公表するか、個に配慮するだけでなく、今後も情報の精度や重大性を考慮し将来を見据えた案件ごとの丁寧な検討を望みます。

#### # 倫理審査

おおむね、人を対象にする調査は倫理審査が求められます。調査委員会の委員を中心に審査会を組織するか、大学や国の研究機関の審査会を活用し、委員の研修や審査を恒常的に受けやすくする態勢を整えることも望まれます。

#### # フォローアップのあり方

基本的な合意形成ができてはいるものの、件数が増加した場合等には、調査委員会から最も適切な他の組織(公的、民間)へフォローアップ\*4を委ねたり、開催回数を増やしたりすることも必要かもしれません。社会の動きも反映できるため、定期的にフォローアップのあり方そのものを議題として検討していくのがよいと思います。

#### # メンバーの選定と専門性

部会の臨時委員や専門委員は非常勤でも、調査委員会の委員のうち、若干名は常勤にすることも考えられます。初動の現地調査、実験や調査計画の立案、倫理審査、申し出事案の選定準備等、スピード感が求められ、専門性が求められるからこそ、今後、一部委員の常勤化は検討する余地があると考えます。

ところで、調査委員会には多岐にわたる多くの 専門委員が登録されています。テーマによっては フォローアップが終了している案件でも、その後 の最新情報を共有するようにしてはいかがでしょ うか。また年間案件に直接関わることが少なくて も、それぞれの立場で安全について周囲の意識を 高める活動をされていれば、任意に報告いただけるとよいと思います。例えば、太陽光発電パネルの廃棄問題等のように、調査後に次の課題が生まれているかもしれません。

#### #事務局の機動力とAIの活用

現場の状況保存や記録、機動性を高めるためにAIの活用をさらに進めることを期待しています。また単にデジタル化にとどまらず、さらに事故防止のどのような分野にDXが必要・可能なのか、DX検討チームを作るのもよいと思います。

#### 相談窓口あれこれ ――消費生活相談窓口の皆さんへ

消費者事故の相談窓口や地方の行政機関は、 言ってみれば黒子的な存在ですが、重要な役割を 果たしています。消費生活相談窓口の情報は一部 保健所にも連携して提供されてきます。「保健所 にも知らせてあげよう」と思っていただくことがあ るとうれしいです。

保健所に持ち込まれる飲食の有症苦情\*5は、初めに医師の診断がなくても、調査や検査の結果、食中毒として営業禁止処分になることもあります。小さな声でも重大な事の発端の場合もあります。医療機関には食中毒菌の確定診断でなくても、"疑い"で連絡してほしいとお願いしています。

相談は法に基づく届出とは異なり、精度や感度が一様でなくても広く声が集まることに意味があると考えられます。保健所も両方の窓口機能を持っていますが、消費生活相談窓口と相互に助言し合えるとよいと思います。

事故原因を究明し報告書を出すのは目的ではなく、あくまでも安全な社会の実現のための手段です。報告書を出すことだけが目的化しないようにしたいものです。国民が皆同じ方向をめざしている、いわば「安全のビジョン」に私たちの活動は大きく貢献するものと信じています。

<sup>\*4</sup> 意見先である行政機関や業界等の関係者において、調査委員会が事故報告書で要望した対策が確実に実施されているか、その効果が上がっているのかを検証すること

<sup>\*5</sup> 食品を食べて健康被害が起きたという申立て

#### 第10回

### 審美歯科(2) **歯科矯正の概要と注意点**

#### 橋場 千織 Hashiba Chiori

歯科医師 (一社)日本歯科審美学会 副理事長 (公社)日本矯正歯科学会 臨床指導医



#### 歯科矯正治療とは

歯科矯正(歯列矯正)治療(以下、矯正治療)とは、出っ歯(上顎前突)、受け口(反対咬合)、乱杭歯(叢生)など**写真1**のような不正咬合を、矯正装置という器具を使用して治すことをいいます。適切な矯正治療により、歯並びが美しくなるのはもちろんのこと、食べ物が噛みやすくなるなどの機能的な改善が得られます。また歯が磨きやすくなることで虫歯や歯周病のリスクが軽減されます。さらに側貌やスマイルといった見た

目も大きく変化することが知られています。つまり矯正治療は物を噛む、発音しやすくなるなどの機能的な改善だけでなく、審美的な改善という両方が達成できる医療なのです。矯正治療はQuality of Lifeを向上させる最たる治療だといえます。

子どもの時期に行う第1段階治療と永久歯萌出以降に行う第2段階治療に分かれますが、今回は主として第2段階の矯正治療について説明していきます。

写真1-a 出っ歯(上顎前突)







写真1-a の矯正治療後









写真1-b 受け口 (反対咬合)







写真1-b の矯正治療後







**国民生活** 2024.8

写真1-c 乱杭歯(叢生)







写真1-c の矯正治療後







#### 歯科矯正治療の方法について

矯正治療方法は大きく分けて2つに分類されます。1つはアライナーと呼ばれる透明なシートで治療する「マウスピース型矯正装置」と、もう1つは各歯にそれぞれにブラケットと称する装置を装着し、ワイヤーの力で歯を動かしていく「マルチブラケット装置」があります。

マルチブラケット装置には、歯の表面に装着する「ラビアル装置」と、歯の裏側に装着することで装置がまったく見えない「リンガル装置」とがあります(**写真2**)。

それぞれの装置には利点・欠点がありますので、特徴をよく理解したうえで装置を選択するのが望ましいです。

#### 重要な診断と治療方針

矯正治療には、抜歯をする方法(一般的には小 臼歯を抜歯)と、抜歯をしない方法(ただし親知 らずは除く)とに分かれます。

どちらの方法を選択するかは、歯の大きさと 歯列の大きさとの不調和の度合い (arch length discrepancy)、歯の傾斜の状況、顔貌の状態な どで変わってきますので、頭のレントゲン (頭部 X線規格写真) や歯のレントゲン (パノラマX線 写真など)を撮影して(写真3)、詳細な分析を行い、診断した結果をもとに治療計画を立てることが必須となります。現代人は小顔傾向にありますので、縄文時代から変わらない歯数が存在する場合、すべての歯が萌出することはできません。ですから、大人になって矯正治療を開始する場合は、7割くらいの人に抜歯が必要になるというのが実情です。非抜歯で無理な治療を行うと長期安定が得られず、数年すると「後戻り」と呼ばれる再発が生じたり、口唇が閉じにくくなってしまうなどの弊害が生ずることがあります。診断と治療計画が、矯正治療ではとても重要なのです。

#### 矯正治療の費用について

矯正治療は一般的に自費治療となり、保険診療の適応はされません。一部、6 歯以上の先天性部分(性)無歯症、顎変形症と診断され外科的矯正治療が必要な場合、唇顎口蓋裂、ダウン症候群などの先天異常(現在66疾患)が認められる場合は保険診療の適応となります。詳しくは厚生労働省のウェブサイト\*1を参照してください。

矯正治療は何年もかかる自費治療ですので、 費用はトータルで一般的には90万円から160万 円くらいはかかります。もちろん装置の種類や

\*1 厚生労働省保険局医療課医療指導監査室「保険診療の理解のために【歯科】」(令和6年度) https://www.mhlw.go.jp/content/001275491.pdf

#### 写真2 各種矯正装置



(a-1)マウスピース型矯正装置(写真の装置はインビザライン)



(c-1) リンガル装置の上顎部裏側



(a-2) インビザライン



(c-2) リンガル装置



(b) ラビアル装置(写真の装置はインシグニア)



(c-3) リンガル装置の下顎部裏側

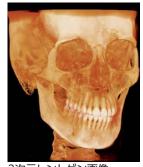
#### 写真3



側貌頭部X線規格写真



パノラマX線写真



3次元レントゲン画像

治療場所、医師の経験値などで、金額は異なりま すので、治療前の段階で必ず確認してください。

トータル料金のクリニックと調整料が毎回か かるクリニックがあります。一見安く感じても 調整料が毎回かかって、予想よりも高額になる 場合がありますので、事前の確認が重要です。

特に、SNSの広告で非常に安い治療費を売り にしたり、実質無償などと謳ったりしているク リニックは危険ですので注意しましょう。矯正 装置の費用は高額ですし、年単位で治療してい きますので、ある程度の費用はかかります。極端 に安価な費用を謳っている場合、何か問題があ る可能性があります。

#### 矯正治療のリスク

歯科矯正治療は治療ですので、当然ながら副 作用というリスクが存在します。歯が歯槽骨と

いう歯を支える骨の中を移動していくため、移 動中に歯根(表面がエナメル質に覆われていな い歯冠より下の部分)の先端が溶けてしまう歯 根吸収が生じたり、まれに神経(歯髄)が死んで しまう(失活する)ことがあります。矯正治療中 に適切な歯磨きが行われない場合は、歯の脱灰 (歯の表面のカルシウムが溶け出すこと)や虫歯 が生じたり、歯肉退縮や歯周疾患に罹患したり することもあります。

また、歯の形態、歯肉の状態、骨格の状態に よっては治療結果に限界があります。患者さん が思い描いていた状態にならないこともありま すので、事前に担当医とよく相談してください。

#### 矯正治療のメリット

適切な矯正治療結果を得られると、歯並びが 改善したことでよく噛めて、歯が磨きやすくな

り、さらに側貌、スマイルが改善します (**写真4**)。 しかもお手入れ次第では長期間にわたり良好な 咬合が持続します (**写真5**)。数年にわたる大変な 治療の先には、何十年にもわたり美しい歯並び が手に入ることを考えると、かけた費用はむし ろ安かったと思えるかもしれません。

#### 少しでも安心、安全な矯正治療を 受けるには

適切な矯正治療を受けるには、(公社)日本矯正歯科学会が定める臨床指導医(旧専門医)\*2資

格を有する医師を受診いただくのが安心だと考えます。非常に難しい資格試験や研修を経ており、技術と知識のどちらも優れた医師が有する資格です。ただし、全国でまだ400人に満たない医師しかこの資格を有しておりませんので、お住まいの地域に有資格者がいないこともあります。

現在、(一社)日本歯科専門医機構が認定する 矯正歯科専門医制度\*3が進行中ですので、そち らも参考にしてください。

写真4-1 矯正治療による顔貌の変化例(抜歯症例)













写真4-2 矯正治療によるスマイルの変化例(抜歯症例)

















写真5 矯正治療後の長期安定例





初診時 27歳7カ月













矯正治療終了時 29歳4カ月 矯正治療後21年 50歳4カ月

- \*2 (公社)日本矯正歯科学会ウェブサイト「認定医・指導医・臨床指導医を探す」https://www.jos.gr.jp/roster
- \*3 (一社)日本歯科専門医機構ウェブサイト「日本歯科専門医機構認定 研修施設・専門医一覧」https://jdsb.or.jp/about\_specialist\_list.html



# フランス、ドイ

#### フランス、ドイツ 改訂栄養スコアでも残る問題点

加工食品の包装表面に5色のラベルが印刷されていることがある。フランスで考案された任意表示で、"Nutri-Score"(栄養スコア)\*と呼ばれる。食品の栄養素を指定の方法で計算し、評価が高い順に、A(緑)、B(黄緑)、C(黄)、D(オレンジ)、E(赤)に分類。消費者はラベルを見るだけで、健康によい食品か分かるのだという。フランスをはじめ、ドイツ、スイスなどヨーロッパの7カ国が採用している。

もっとも、今までの基準ではオリーブ油が低い評価を受けたり、砂糖の代わりに合成甘味料を使用する飲料が有利な取り扱いを受けるなど、一般感覚と異なる現象もみられた。そこで、評価の基準を改訂し、2024年1月から順次施行されている。新基準でも、摂取を控えるべき要素(エネルギー、糖分、塩分

等) と摂取が推奨される要素(食物繊維、たんぱく質、 野菜、ナッツ等) を考慮する点は変わらない。しかし、 現在の科学的知見等も考慮して、栄養価をより正確 に計算できるよう改善したのだという。

例えば、脂肪分が高いからといって、一律に低評価となることはなく、健康に有益な不飽和脂肪酸が豊富なオリーブ油等の評価は高まる。一方、合成甘味料が添加された飲料はマイナス評価される。しかし、脂肪分等が厳しく評価されることとなった植物性飲料や牛乳等は、格下げされる結果となる。そこで、"Nutri-Score"の表示を外し、抗議の意思を表明する飲料メーカーも現れた。さらに、経過措置期間の2年間は新旧の"Nutri-Score"が混在することになり、消費者の混乱を招くという指摘もある。

\* ウェブ版[国民生活]2021年12月号[海外ニュース]参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202112\_08.pdf

#### ドイツ

### さまざまな生活用品からPFAS検出

ニーダーザクセン州

https://www.laves.niedersachsen.de/startseite/bedarfsgegenstande/bedarfsgegenstande\_mit\_lebensmittelkontakt/pfas-in-papiergeschirr-papier-fur-die-ewigkeit-230374.html ドイツ商品テスト財団 https://www.test.de/Einweggeschirr-Pappteller-oft-mit-Schadstoffen-belastet-6123560-0/

ピクニックやバーベキューに便利な紙製の使い捨て食器。最近、バガス(サトウキビの搾りかす)を使った紙皿も増えている。木材パルプと異なり森林伐採の必要がなく、廃棄物の有効利用にもつながるとされる。ところが、紙製食器をよく使う人には心配なテスト結果が出た。ニーダーザクセン州消費者保護・食品安全局のリューネブルク消費財研究所によると、木材パルプやバガスを原料とする紙製食器40品のうち20品から、健康と環境に有害なPFAS(ペルフルオロアルキル化合物とポリフルオロアルキル化合物の総称)が検出されたのだという。同化合物は自然界でほとんど分解されずに、人間や動物のからだに蓄積するといわれている。

同研究所によると、紙製食器のPFASは水や油をはじく表面処理剤に由来するとのこと。なかには、食品

に移行する可能性がある物質が高濃度に含まれる製品もあったと警告する。手持ちの紙製食器に表面処理剤が使われているかどうか心配な消費者には、自身で確かめる方法を伝授する。水と油を1滴ずつ紙製食器に垂らした際、紙に染み込まずに、それぞれ玉のような滴を形成する場合は、PFAS含有の可能性が高いとする。

なお、商品テスト財団によると、子ども用の撥水加工ジャケットやデンタルフロスからも、PFASが検出されたとのことである。これらのテストは国内外の環境保護団体が実施したもので、同財団ウェブサイトに概要が紹介されている。

EUもPFASの有害性に注目しており、2025年からはPFASの禁止対象を広げ、規制の厳格化を予定しているという。

memo

# 消費者教育 実践事例集

第123回

# つくり手 (生産者) と つかい手 (消費者) をつなぐ

- 「こども消費生活サポーター」の活動-

静岡県藤枝市市民協働部消費生活センター

#### 消費者教育推進のために

藤枝市では、自ら考え・行動できる自立した消費者の育成と、一人一人の消費行動が社会や環境に影響を与えることを自覚して、主体的かつ積極的に社会参画できる消費者の育成をめざし、小学生期から高齢期までの各年代に応じた体系的な消費者教育を推進しています。

その中で、小学生については、2016年度から「賢い消費者の卵育成事業」として5年生を対象に、将来、主体的に豊かな消費生活が送れるような価値観を育む授業を行ってきました。

この授業で学んだことを子どもたちが発信できる活動はないかと考えていたところ、社会的にSDGsの考え方が広まりました。当市では、SDGsの17のゴールに貢献する市独自の17の目標(ローカルSDGs)を設定し、その達成をめざしていますが、SDGsの「目標12 つくる責任つかう責任」と、それに対応するローカルSDGsの「目標12 6 Rを推進し、廃棄物を削減する」の2つの目標にも寄与する事業として始めたのが、「こども消費生活サポーター」(以下、サポーター)事業です。

#### サポーターの活動内容と目的

この事業は、2022年度から始まりました。市内の小学4年生から6年生を対象に公募し、サポーターに任命します。

サポーターは、持続可能な社会の実現に向けて活動している市内の生産者や事業者などの「つくり手」を訪問し、その思いを学び、「つかい手」として自分に何ができるのかを考え実践す

るとともに、家庭や学校などまわりの人々にも そのことを伝える活動を行います。

この活動を通じ、つくり手とつかい手をつなぐとともに、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動への理解を深め、持続可能な社会を担う人材づくりを行うことを目的としています。

#### 2023年度の活動内容-生産者訪問

2023年度は7月に任命式を行い、小学4年 生5名、5年生1名、6年生2名の計8名をサポーターに任命しました。

子どもたちからは、「学校でSDGsを学ぶので、勉強したいと思った」や「昨年も参加して楽しかったので、昨年以上に頑張って活動したい」などの志望動機や抱負が語られました。

8月の活動では、有機農業で稲作を行っている生産者の水田を訪れ、米ぬかやおから、魚かすなどを発酵させた自家製肥料へのこだわりや、田んぼの起こし方で温室効果ガス(メタンガス)の発生を抑えることができるなどの話を聞きました(写真1)。サポーターは、おいしい米作りのための取り組みが、微生物に始まりさまざまな生き物が共存する豊かな田んぼ作りや、環境に配慮した行動につながることを学びました。

#### 写真1 水田を見学するサポーター



#### 消費者教育実践事例集

また、11月には、ヤギと羊を飼育し、ヤギ肉や ミルクの生産や販売などを行っている生産者の 牧場を訪問しました。良質なヤギを育てるため、 餌の質にもこだわり、牧草を自ら育て、地元の酒 蔵から廃棄される物として出た酒かすを与える など、環境に配慮した行動にもつながっている ことを学ぶとともに、命をつなぐ大切さや、より よい物を消費者へ届けようとする生産者の思い に触れることができました。

生産者訪問の後には、意見交換会を行い、サポーターそれぞれが感じたつくり手の思いや、つくり手に伝えたいことを発表し合い、訪問を通じて感じた消費者としての思いを「アクション宣言」として市のウェブサイトなどで発信しました。

#### ☆アクション宣言☆(抜粋) ~消費者としてのこれからの行動~

- ・安いものではなく、環境にいいもの、日本のも のを買って地産地消したい
- ・自分がものを作る仕事についたら、お客様が安 心できる工夫をしたい
- ・生産者の方に感謝の気持ちを込めて消費する
- ・つくり手の人の苦労がムダにならないよう残さず食べたい

#### 活動内容の理解を深めるために

各訪問の前には、生産者に当日話してもらう 内容から出題されたクイズや、聞いてもらいた いポイントをミッションとして記載したテキス ト(**写真 2**)を当センターの職員が作成し、サ ポーターに渡しています。

このテキストのおかげで、訪問する所について自分で事前に調べたり、生産者への質問を考えたりするなど、活動により興味を持って意欲的に取り組むことができました。

#### 消費者安心サポーターとの合同報告会

また、3月には2023年度の活動報告を消費

#### 写真2 訪問で使用するテキスト



者安心サポーターと合同で行いました。消費者 安心サポーターとは、行政と協働で消費者教育 活動や啓発活動を行う成人のサポーターです。 消費者安心サポーターも、こども消費生活サポーターが8月に訪問した生産者を10月に訪問しました。

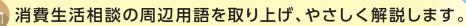
お互いの活動報告の後、消費者安心サポーターから「SDGsに自分がかかわっていると思うことは?」という質問があり、「自分は有機茶を水筒で持参することで貢献していると思う」「給食を残さず食べる」といった、今回の活動をとおして持続可能な取り組みを心がけるようになったことが分かる意見が聞かれました。

#### 今後の展開

2024年度は、エシカル消費の推進をテーマに、フェアトレード商品を扱っている事業者と2023年度に訪問した有機農業で稲作を行っている生産者を訪問します。加えて、生産者の物作りの思いへの理解を深めるため、各家庭でバケッでの米作りに挑戦します。

本年度は、サポーターに14名の応募がありました。1年間の活動を通じて学んだことを広く発信してくれると期待しています。市内には17の小学校がありますが、すべての小学校で、この事業に参加してもらうことが目標です。サポーター経験者が増えていけば、もっと活動の内容が広がっていくものと考えます。そのために、子どもたちの気づきや思いにアプローチできる事業内容を考えていきたいと思います。

#### 気になる この 用語 <sup>第70回</sup>





松原 仁 Matsubara Hitoshi 人工知能研究者

京都橘大学工学部情報工学科教授。公立はこだて未来大学特命教授。元人工知能学会会長、前情報処理学会副会長。著書に『Allに心は宿るのか』(集英社インターナショナル、2018年)『やさしくわかる! 文系のための東大の先生が教えるChatGPT』(ニュートンプレス、2024年) など

### 生成するAI

#### 生成AIとは

2022年11月にアメリカのOpen AIという会社がchatGPT(チャットジーピーティと読みます)というソフトウェアを発表しました。このソフトウェアは簡単な登録さえすれば、13歳以上であれば(18歳未満は保護者の同意が必要)世界中の誰でも使えます。プロンプトと呼ばれる質問文や命令文を入力すれば、少し待つだけで回答の文章が返ってきます。もともとは英語で入力して英語で出力するものですが、日本語で入力すれば日本語で出力してきます。この原稿を執筆している時点(2024年6月)でこのchatGPTを使ってみました。プロンプトは著者が日本語で打ち込んだものです。

#### プロンプトの入力

読書が好きなのですが、日本語で面白い小説を何冊か紹介してください。

#### chatGPTの出力

読書が好きなんですね! 日本語で面白い小説を幾つかお勧めしますね。

#### 1.『ノルウェイの森』 by 村上春樹

・村上春樹の代表作の1つで、大学生活や恋愛を通して 人生の成長と葛藤を描いた作品です。切なくも美しい 物語です。

#### 2. 『アウト』 by 川上弘美

・社会的なテーマを背景に、主人公の内面や家族関係を 深く描いた川上弘美の作品。心理的な描写が魅力です。

#### 3. 『博士の愛した数式』 by 東野圭吾

・推理小説の名手・東野圭吾による、数学者とその周囲の 人々の物語。数学と人間ドラマが絡み合った作品です。

#### 4. 『春を抱いていた』 by 朝井リョウ

・青春小説の名手として知られる朝井リョウの作品。恋 愛や友情を通して描かれる、若者たちの成長と葛藤が 中心の作品です。

#### 5.『流星ワゴン』 by 三浦しをん

・三浦しをんの作品の中でも人気が高い作品の1つ。偶

2021年1月号から10月号でAI(人工知能)に関する用語の解説を書きましたが、生成AIの出現によってAIがさらに大きな進歩を遂げつつあることを受けて、最新のAIに関する用語の解説をすることになりました。よろしくお願いします。

然の出会いから始まる物語で、登場人物たちの人間模様が魅力です。

これらの作品は、それぞれ異なる視点やテーマで日本 の文学や人間ドラマを描いています。お好みのジャンル やテーマに応じて、楽しんで読んでみてくださいね。

お読みになってどうでしょうか。人間が書くような滑らかな文章になっていると思いませんか。それまでも文章を生成するAIはあったのですが、これほどちゃんとした文章を書くことはできませんでした。しかもかなり早く反応してくれます。すごいAIが登場したということで瞬く間に世界中に知れ渡りました。AIが(文章を)生成しているというので生成AI(generative AI)と呼ばれます。実は小説の題名が間違っていることにお気づきになったでしょうか。生成AIはときどき間違えるという例です。なぜ間違えるかは次回に説明します。

chatGPTは文章形式でプロンプトを入力す ると回答を文章で出力するソフトウェアです が、プロンプトの文章を入力すると画像を出力 するソフトウェア (画像生成AIといわれます) は chatGPTより前に出現していました。ソフト ウェアの製品名としてはMidjourney(ミッド ジャーニー) やStable Diffusion (ステーブル・ ディフュージョン) などが画像生成AIのはしり です。ここに画像生成AIで作った画像の例をお 見せしたいところですが、画像の場合は既存の 画像によく似たものが出力される可能性がある のでやめておきます(著作権などの問題が生じ ています。その話は追って詳しく解説するつも りです)。例えば、プロンプトに「海岸の砂浜を歩 く楽しそうな恋人たち」と入力すると、そういう 画像をすぐに出力します。「マンガのように」や 「写真のように」といった条件をつけると、対応 した画像を出してきます。見事なものです。

#### トランスフォーマー技術

最初の言語生成AIであったchatGPTについ ておさらいをしておきましょう。冒頭で書いた ように2022年の11月にOpen AIという会社 が全世界を対象に発表しました。「トランス フォーマー I (transformer) というディープラー ニングの一種の技術を使っています。インター ネット上に公開されている言語データを大量に (人手ではなくコンピュータで)集めました。そ の量は45テラバイトといわれています。単位は キロが1,000、メガが100万、ギガが10億、テラ は1兆なので、ものすごい量の文章を集めたの です。アメリカという欧米圏で集めたので、多く は英語のデータです。新聞記事やインターネッ ト上の解説記事、あるいは個人のブログなどさ まざまな所から集めたそうです。データを集め るに当たってデータ提供者に許可は取っていま せん(利用料も払っていません)。そのことが後 になって問題になったので次回以降で解説しま す。それらの膨大なデータをトランスフォー マーで学習した結果、約1750億個のパラメータ ができました。パラメータというのは数値です。

パラメータはどういうものかを直感的に説明しましょう。人間が賢いのは脳があるからですが、脳ではたくさんの神経細胞がシナプスと呼ばれる線でつながっています。膨大な神経回路のネットワークが脳の中にあるのです。トランスフォーマーを含むディープラーニングは、コンピュータを賢くするためにコンピュータの中にその神経回路のネットワークをシミュレーションしようとしています。chatGPTというソフトウェアはコンピュータの中に膨大なネットワークがあって、そのネットワークを結ぶ線が約1750億本あると思ってください。

#### 生成AIで使われるGPU

1750億というのはかなりの大きさです。こ

のような大きなネットワークをコンピュータ内 に作ること、作ったネットワークを多くのユー ザに使ってもらってプロンプトの入力文章に対 してすぐに出力文章を生成すること、ができる のはとても高性能のコンピュータをたくさん用 意してあるからです。従来のコンピュータは CPUという計算装置で動いています。Central Processing Unit の略で、中央(演算)処理装置 と訳します。ディープラーニングはCPUより高 性能の特殊な計算装置を使っています。それを GPUといいます。Graphic Processing Unitの 略で画像処理用処理装置と訳します。GPUはも ともとゲームをプレイするために開発されまし た。ゲームを楽しくプレイするためには3次元の 画像を高速に画面に表示しないといけません。 普通のCPUでは早く表示できないので、画像処 理専用にGPUが開発されたのです。AIでディー プラーニングという技術が開発されてみると、 このGPUがディープラーニングに必要な計算 (例えば行列の計算)をとても高速にできること が分かりました。そういう経緯からディープラー ニング全般で、その一種であるトランスフォー マーでもGPUが使われています。chatGPTはと ても高性能のGPUを大量に集めて並列に動か すことで成り立っています。当然ながら高性能 のGPUを大量に集めるにはたくさんの費用が かかります。ということで、本格的な生成AIを開 発して運用するためには技術力ももちろんです が、資金力も必要になります。大きな会社が手掛 けているのはそのような事情があるのです。

前述のとおり、chatGPTはメールアドレスとパスワードを登録しさえすれば誰でも使えます。パソコンのほかスマートフォンでも大丈夫です。「OpenAl ChatGPT」などで検索すればchatGPTの登録サイトに行けます。英語が出てきますがそう難しくない(Alに翻訳させてもいいと思います)ので、まだ生成Alを経験していない人はぜひ使ってみてください。

次回以降もchatGPTを含めた生成AIおよび 最近のAIの話を続けていきます。 第146回



# 死別した夫の実家と縁を切ると どうなる?



#### 相談者の気持ち

夫と死別し、未成年の子どもがいます。夫の両親は存命ですが以前から折り合いが悪く、夫の実家との縁を切りたいと考えています。縁を切った場合、相続や今後の生活はどうなるでしょうか?

#### 小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。 通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被 害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



このご相談で、「未成年の子」は相談者と死別した夫との間に婚姻中に産まれた子という前提でお答えすることにします。

まず、「縁を切る」ということですが、これは法 律用語ではありません。

もっとも、結婚により、いったん成立した「姻族関係(婚姻関係により生じた配偶者の血族との関係、いわゆる「義理の」関係)」は死別によってはなくならず、「姻族関係終了届」を出すことにより姻族関係が終了します(民法728条2項。以降、条文は民法)。

姻族関係の終了により、同居の姻族に対する 互助義務(877条1項、752条)を負わなくなる などの効果があります。この姻族関係終了届に は期限はなく、いつでも出すことができます。

死別後の「姓」(法律上は「氏」といいます)については、生存している配偶者は婚姻前の姓に戻すことができます(751条1項)。これにも期限はなく、生存配偶者の本籍地又は住所地の市役所等に届けること(復氏届)でできます。

子の姓については、復氏届を出しただけでは変えることはできません。家庭裁判所に子の氏の変更許可申請をして認められる必要があります(791条2項)。

子に対する「親権」は、相談者が行使すること

になります(818条1項、2項)。元夫(亡夫)の両親は元夫の子に対して「親権」は有しません。

死別後の生活を支えるものとしては、退職金、 年金と遺産相続が問題になります。

元夫の勤務先に退職金制度があった場合、配偶者又は法定相続人に支給することとされていることが多いため、勤務先の人事担当者に問い合わせて確認してください。

また、未成年の子を有する配偶者には、遺族基礎年金が支給される場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

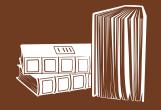
元夫が相続財産を残している場合、相続はどうなるでしょうか(元夫が遺言を残していれば、遺留分を侵害する内容の遺言でない限り、それに従うことになりますが、ここでは遺言は残していないものとして検討します)。

元夫の相続財産は、配偶者が2分の1、残りの2分の1を子が均等に分けて相続することになります(900条1号)。元夫の両親や兄弟には相続権はありません。

将来、元夫の両親が死亡して相続となった場合、元夫の配偶者であった相談者には相続権はありません。しかし、元夫は両親からの相続について相続権があり、元夫の子は元夫の相続権を「代襲相続」しますので、元夫の子は元夫の両親からの相続権を有することになります(901条1項)。



# 暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

# クーリング・オフと法定書面の文字サイズ

訪問販売で締結した排水管・桝改修等工事の請負契約につき、契約書のクーリング・オフの要件・行使方法等の記載の文字が特定商取引法施行規則5条3項(当時)の定める日本工業規格(当時) Z8305 に規定する8ポイント以上の活字で記載されていなかったことから、法定書面の交付がないとして、契約締結の約5カ月後のクーリング・オフ解除を認めた。

(東京地方裁判所平成 31 年4月 25 日判決、LEX/DB)

X:消費者 Y:事業者

#### 🕨 事案の概要

2017年10月上旬、X (70歳代)は、X宅を訪問してきたY (土木建築工事の設計・施工等を行う事業者)の担当者から勧誘を受け、同日X宅でYと排水管及び桝改修工事を内容とする代金約9万円の請負契約(本件契約)を締結し、契約書及び見積書を受領した。その3日後、及び約8日後の計2回、この請負契約の変更合意が行われ、土壌改良工事及び基礎増し打ち補強工事が追加された。代金額も1回目の変更時に約54万円に、2回目には約205万円へと増額された。契約の約1カ月後~3カ月後の間に、X は数回に分け代金約205万円のうち約145万円を振り込んだ。

しかしXは、契約締結の約5カ月後の2018年3月中旬に、本件契約(2回の変更合意分も含む)について訪問販売を理由にクーリング・オフ解除(特定商取引法[以下、特商法]9条1項)する旨の通知書を発送しYに到達した。本件は、XがYに対し解除により既払代金約145万円と遅延利息の支払いを求めたのに対し、Yが反訴としてXに対し残代金約60万円の支払いを求めた事件である。

本件の主な争点はクーリング・オフ解除の有

効性である。具体的には、法定事項の不記載・不備により X は法定書面 (本件では特商法 5 条 1項による書面)の交付を受けていないのかどうかが問題になった。 X 側は不記載・不備に関しいくつかの事項を挙げ、また変更合意についての書面の不交付も主張した。しかし判決は、クーリング・オフの要件・行使方法等の記載の文字サイズについてしか判断していない。

訪問販売の法定書面について定める特商法4条1項ならびに5条1項及び2項には、いずれも主務省令で定めるところによることが明記されている。その主務省令である特商法施行規則の5条3項(本件当時。以下同。改正により2024年8月時点では6条3項)は、法定書面は日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の文字及び数字を用いるよう定めていた。8ポイントは2.811ミリメートルであるが、本件の契約書の文字は2.3ミリメートル程度のサイズであった。なお、2019年に「日本工業規格」は「日本産業規格」となっている。

### **/**理由

Xが本件請負契約締結時にYから交付された 契約書には、クーリング・オフの要件及び行使方 法等が記載されているが、当該記載の文字の大

きさは2.3ミリメートル程度であり、特商法施行 規則5条3項が定める日本工業規格Z8305に 規定する8ポイント(2.811ミリメートル)に満 たないものと認められる。そうすると、上記契約 書は、同項所定の大きさの活字を使用していな い点で特商法5条1項所定の書面の要件を欠い ているといわざるを得ず、Xが上記契約書を受 領していたとしても、特商法9条1項ただし書 きによりクーリング・オフの権利行使が制限さ れることにはならない。また、他にXがYから上 記法定の要件を満たした書面を受領したという 事実は認められない。以上によれば、本件クーリ ング・オフ解除は有効であり、本件各変更合意の 際に改めて法定事項が記載された書面を交付す る必要があるか否かについて判断するまでもな く、本件請負契約及び本件各変更合意のすべて について解除されたものと認められる。

これに対し、Yは、上記契約書の文字は、通常人が読むのに多大な苦痛を感じない大きさであり、またクーリング・オフに関する権利行使の方法を読み落とすことがない大きさであるから、8ポイントの大きさを要求する法令の趣旨に反せず、記載の不備はない旨主張する。しかしながら、特商法施行規則5条3項が、「8ポイント以上の大きさ」の文字及び数字を使用することを要求しているのは、顧客となる消費者の利益を保護するとの観点から、最低限の活字の大きさとして8ポイントという大きさを定め、これに満たない大きさの活字は許容しない趣旨であると解するのが相当である。よって、Yの上記主張は採用することができない。

以上より、Xの請求を認め、Yの反訴請求を棄却した。

#### 解說

#### 1) クーリング・オフの期間制限について

訪問販売など一定の契約についてはクーリング・オフが認められるが、その権利の行使期間に

制限があることは一般に知られている。例えば訪問販売の場合は8日間(特商法9条1項)である。しかしこの期間は、法定書面が交付された日が起算日である。したがって法定書面が交付されていなければ、契約締結後8日間が経過していても当然クーリング・オフは可能である(もっとも不交付であったとしても、いつまでクーリング・オフができるかに明文の定めはなく、争いはある)。

さらに法定書面の不交付だけでなく、交付された書面に特商法に定められた記載事項が記載されていなかったり、虚偽記載がある場合も、法定書面の交付があったとは言えず、不交付と同じ扱いとなるはずである。しかし、どのような記載不備・虚偽記載であればクーリング・オフの期間制限の起算点としての条件を満たさないのかについては争いがある。

クーリング・オフを消費者が契約について冷静に再考する機会を与えるためのものととらえ、それ故に法定書面は消費者が契約内容等を正確に認識・判断できればよいと考えれば、それができる内容の記載があり、あるいは記載以外の事項から認識・判断できるならば、多少の不備等があってもその書面の交付日が起算日となる、と考え得る。そのような趣旨の判決も存在するのが現状である。

参考判例は、「割賦販売法及び旧訪問販売法が販売業者に対して法定書面の交付を義務づけている趣旨は、購入者に対して販売する商品の内容を正確に認識させ、その利益を保護することにあるものと考えられるから、販売業者が購入者に対して交付した書面に、契約の目的である商品の名称や販売価格等について正確な認識を得ることができるような記載がされていない場合には、この書面は、法定書面には該当しないが、このような記載がなされている限り、その記載に多少の欠落等があったとしても、法定書面としての効力は左右されないと解するのが相当

である」とし、上記の法律やその施行規則において記載すべきものとされている事項のうち、1つでも欠落等があれば法定書面を交付したことにはならないとの消費者側の主張を否定している。

#### 2)法定書面の文字サイズについて

このような状況で、法定書面の文字サイズ条件が満たされない場合はどう考えるべきか。本件はこの点についての初の判決と思われる。

本判決は、所定の文字サイズを下回れば法定書面と認めないと、厳格な判断基準を示した。 Y は本件の文字サイズにつき、通常人が読むのに多大な苦痛を感じない大きさであるなどと主張したが、判決は、消費者の利益保護の観点から最低限の活字の大きさとして8ポイントと定められたとして、これを下回るものは許容しないと判断した。まさに正当な判断といえよう。 8ポイント未満でも多大な苦痛を感じずに読めればよいのであれば、もはや基準としての意味をなさない。

そもそも、特商法4条1項や5条1項・2項の書面については、同法71条が「書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき」には刑事罰を科す旨定めるほどの重要な事項である。「多大な苦痛」「通常人」などという曖昧な概念を用いず、最低限度の基準を厳格に用いることが、数値をもって定められた規定の趣旨にかなうものである。したがって今後、書面の文字サイズが問題になった場合に参考になる判決である。

ちなみに、日本産業規格で1ポイントは0.3514ミリメートルとされている。一定の誤差は認められているものの、本件の2.3ミリメートルでは誤差を入れても7ポイントにさえ満たないサイズであった。

#### 3)特商法2023年改正について

特商法の改正によって、2023年6月1日より、法定書面は消費者の許諾を得れば電磁的方法で提供できるようになった(訪問販売は特商法4条2項に定めがあり、5条3項が準用している)。電磁的方法を用いれば、画面上で書面を拡大したり、拡大した印刷も容易にできる。そうすると書面の読みやすさは単に文字サイズの問題だけではなくなり、全体の読みやすさの問題となろう。他方で機器の操作がうまくできないと見ることさえできない場合も起こり得る。今後はどのようになるのか。

書面の見やすさについては画面サイズが問題になる。特商法施行規則10条1項4号は、映像面最大径が4.5インチ以上ある電子計算機を日常的に使用し、かつ当該提供を受けるために自ら操作することができる者のみが、電磁的方法による提供を受けられると定めた(同号は正確にはセンチメートルを基準として計算式で定めている)。したがって電子計算機(スマートフォンやタブレット、PC等)を日常的に使用せず、または提供を受けるために自ら操作できない場合はもちろん対象外であるが、指定サイズより小さい画面の機器のみを日常使用している場合も対象にならない。もっともこの基準を満たすスマートフォンは少なくないと思われ、承諾すれば対象者は多数になると考えられる。

次に同規則8条3項は、「申込みをした者が当該事項を明瞭に読むことができるように表示しなければならない」と定めている。これについて消費者庁の「契約書面等に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係るガイドライン」\*1は、電磁的方法により提供される契約書面等に記載すべき事項を消費者が読むに当たって困難が生ずるような場合には、申込内容や契約内容を明確にし、後日紛争を生ずることを防止するという書面交付義務を定めた意義が没却されてしま

<sup>\*1</sup> 消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_transaction\_cms101\_230421\_03.pdf

# 暮らしの判例 調

うことを理由として挙げる。そして「明瞭に読む ことができる とはいえない場合の例として、赤 地に赤字を表示するような場合、印刷して8ポ イントを下回るような極端に小さな文字で表示 するような場合、逆に極端に大きな文字で表示 することにより一画面に一文が入らないように 表示するような場合などを挙げている。さらに ガイドライン末尾に別紙2として画像を例示し ており、その中には「画面の大半を書面に記載す べき事項以外の表示が占有し、書面に記載すべ き事項が数行しか表示されない例1として、ス マートフォンの画面が広く広告に占められ契約 内容がわずかしか表示されないものも挙げられ ている。このように「明瞭に読める|ことをめざ し文字サイズだけでなくさまざまな要素が検討 対象になることとなった。しかし従来の「文字サ イズ8ポイント|と比べ基準が曖昧で争いにな ることは予想されるため注意が必要である。不 当な例の中では、印刷して8ポイントを下回る ような極端に小さな文字での表示が挙げられて おり、これは具体的な数値が示されているので 活用していくべきである。同規則8条2項1号が、 電磁的方法による場合の要件として、書面を作 成できるものであることを挙げているので、活 用の余地はあろう。

前述のとおり、電磁的方法による提供は消費者側の承諾を得られなければできない旨、特商法が定めている。この承諾が実効性を持つよう、同法施行規則10条は販売業者等に対して説明義務(1項)、平易な表現を用いた説明(2項)、適合性の観点から機器の操作力等についての確認義務(3項)を課している。さらに11条は承諾の取得について規制し、法7条1項5号を受けた施行規則18条1項9号は電磁的方法による提供に関する禁止行為として電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した消費者に対し、

電磁的方法による提供に係る手続を進める行為などを挙げている。前記ガイドラインも消費者に承諾義務がないことを明示し、承諾が義務であると説明することが施行規則18条1項9号口等により禁止される不実告知に該当し、行政処分の対象となるとしている。しかしそれでも不当な方法で承諾を得ようとするケースの出現は想定される。電磁的方法による提供の承諾にかかわる問題は、明瞭性の判断とは異なる事項ではあるが、こちらも注目していく必要があろう。\*2

#### 参考判例

山口地方裁判所平成15年3月31日判決 (裁判所ウェブサイト

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\_jp/998/007998\_hanrei.pdf)

**<sup>\*2</sup>** 電磁的方法による提供については、池本誠司「特商法改正による契約書面等の電子化について」(ウェブ版「国民生活」2024年1月号 10ページ(消費者問題アラカルト)) を参照 https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202401\_03.pdf

# 誌上法学 講座

第8回

# 名誉毀損罪、侮辱罪

消費生活相談に 関連する刑法

**穴沢 大輔** Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科 教授 専門は刑法、その中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。『入門経済刑法』(共著、信山社、2021年) など執筆。消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

今回は名誉毀損罪と侮辱罪について扱います。インターネット(以下、ネット)上の誹謗中傷については、さまざまな対策がとられており\*1、また、民事事件も数多く提起されているのが現状です。刑事事件として問題とされる事例から条文の内容を確認してみましょう。

#### 名誉毀損罪で保護される名誉とは

事例1 Xは、憎んでいたAが犯罪をしていないにもかかわらず、「Aは放火魔であり、一昨日、××駅付近で発生した放火もAの仕業である、許されない」とネットの掲示板に書き込んだ。

刑法230条(名誉毀損罪)は「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者」を3年以下の拘禁刑(又は罰金)に処しています。事例1のXは、放火魔という人の名誉を毀損する内容をネットの掲示板に書き込むことで公然と事実を摘示しており、名誉毀損罪に当たるといえます。これは、Aが著名人であろうと一般人であろうと変わることはありません。読者の皆さんの中には、名誉毀損は著名人のように社会的地位を確立した人の名誉が侵害されるものだと思う人もいるかもしれませんが、伝統的に名誉毀損罪が保護しているといわれる社会的名誉(外部的名誉)、すなわち、人に対する社会的評価(世評・名声)にそうした限定はありません(なお、プライバシー侵害

等も含めて名誉概念それ自体は議論されています)。

#### 侮辱罪と名誉毀損罪の違い

**事例2** Xは、嫌いなBに対し、「自己中でわがまま、気違い、変質者」とSNS上に何回か投稿した。

刑法231条(**侮辱罪**)は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者」を1年以下の拘禁刑(又は罰金・拘留・科料)に処しています。名誉毀損罪との違いは「事実の摘示」がないことです。XはBに対し、具体的に事実を述べることなく、先の文言を投稿しています。これは名誉を傷つける侮辱行為といえるでしょう。

侮辱罪は、2022(令和4)年6月に法定刑が引き上げられました(以前は拘留又は科料のみ)。その理由は、近時、ネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の意識が高まっている\*2からです(SNSでの誹謗中傷で木村花さんが命を絶ったことを覚えている人は多いでしょう\*3)。

「名誉を傷つける者を処罰するのは名誉毀損罪の役割では?」と思われた人がいるかもしれません。実は、侮辱罪も「人の名誉」を保護しており、それは名誉毀損罪と同様に、社会的名誉と解されています。そして、刑罰の重さの差異は、先

<sup>\*1</sup> 総務省ウェブサイト「インターネット上の誹謗中傷への対策」https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/hiboutyusyou.html また、2021 (令和3)年にはいわゆる「改正プロバイダ責任制限法」が制定された。詳しくは、総務省ウェブサイト「プロバイダ責任制限法Q&A」 https://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/d\_syohi/ihoyugai\_04.html#qa01

<sup>\*2</sup> 詳しくは、法務省ウェブサイト「侮辱罪の法定刑の引き上げ Q&AJhttps://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\_00194.html

<sup>\*3</sup> 立法に関して、NHK政治マガジン「侮辱罪が厳罰化、懲役・禁錮も ネット悪質行為も対処厳しく」(2022年7月7日)

にも述べた「事実の摘示」の有無に委ねられています。事実を述べた(名誉毀損罪の)ほうがそうでない(侮辱罪の)場合よりも、他人が毀損の事実を信用する可能性が高いため、より悪質とされています。

「そうかもしれないが、社会的名誉というよりも、本人Bが言われて傷つくことが問題なのに……」と思われたかもしれません。確かに、「名誉」という言葉が条文に出てこない「侮辱」では、一定の言葉で傷つけられる被害者の感情(「名誉感情(人の人格的価値に関する自己評価)」と呼ばれる)が大事ともいえます。

一般的にそのように考えられていない理由は、条文が「公然」という文言を採用したことにあるとされます。もし、名誉感情の侵害が大事だとしますと、Bが公の面前で先の言葉を述べられた場合でも、一対一で述べられた場合でも、同じように感情は侵害されるでしょう。

しかし、条文はなぜ「公然」を要求したのでしょうか。それを説明できるのが、先に見た、侮辱罪も名誉毀損罪と同様に社会的名誉を保護する、という説明といえます。というのも、公の面前での侮辱行為は社会的名誉が侵害される危険が高いので処罰するが、そうではない場合には危険は高まらないために処罰しない、といえるからです(ただし、検討の必要があると思います)。

#### 「公然」とは

以上を前提とすると、名誉毀損罪であれ、侮辱罪であれ、社会的名誉が侵害されるための「公然」という要件が重視されることになります。ネット上に記載すれば、基本的にこの要件は充足されますが、限定された小さなコミュニティー内で表現された場合はどうでしょうか(ここからは名誉毀損罪の話となります)。

事例3 Xは、自宅の菰が燃えているのを発見し、消火に赴く際、その付近で見かけた男をAと思い込み、自宅でAの弟B及び友

人Cに対し、また、A方でその妻D、長女E 及び近所のF、G、H等のいる面前で、「Aの 放火を見た」「火が燃えているのでAを捕え ることはできなかった」旨を述べた。

「公然」とは、摘示された事実を不特定または多数の人が認識し得る状態に置くこととされます。この理解からしますと、**事例3**のXは「公然と」事実を摘示したと評価するのは難しいでしょう。

もっとも、**事例3**は実際の裁判例ですが、最高裁昭和34年5月7日判決は「公然」を認め、名誉毀損罪の成立を肯定しました。その理由は、Xは「不定多数の人の視聴に達せしめ得る状態において事実を摘示した」からです。不特定多数の人に摘示しなくても、その「視聴に達せしめ得る状態」でよいとしたのです。それ以前に、大審院は、「必ずしも事実の摘示をなしたる場所に現在せし人員の衆多なることを要せず。関係を有せざる二三の人に対して事実を告知したる場合といえども、他の多数人に伝播すべき事情あるにおいてはこれを公然と称するに妨げな」い(大審院大正8年4月18日判決[読みやすいように原文を修正])と述べています。

このように、判例では、特定少数者に対して事実を摘示した場合であっても、その者等を介して、不特定多数の者にその内容が伝わる可能性がある場合に「公然」を認める解釈がとられています(「伝播可能性の理論」といわれます)。下級審裁判例では、それを判断するに当たっては、文書を郵送した事案で「文書の性質、内容、相手方との関連、その他具体的諸事情を総合して、社会通念により、その記載内容が不特定又は多数の人に伝播する」おそれがあるかを検討するとされています(東京高裁昭和58年4月27日判決。公然性は否定されました)。

「それが『公然』だとすると、誰かに伝えれば大体公然になってしまうのでは」という感覚は重要です。学者の中でも批判的見解が多いのはそ

れを物語っています。ただ、特定少数者に伝えた 人を処罰しないとすると、例えば、多数人に配信 する特定少数の新聞記者に名誉毀損情報を提供 した者が処罰されないことになりかねません。 さらに、この場合、新聞記者だけが処罰される、 というのも現実的でありませんね。

本講座第1回によりますと、こうした場合には、新聞記者(通例は編集長)が名誉毀損と知りながらそれを記事にすれば名誉毀損罪が成立し、それに名誉毀損の情報を記者に提供した者は、その共犯者として処罰されることになりますので、批判的見解でも対応は可能とされています。

以上のように、特定少数者に伝達した場合には、相当の議論があることに注意が必要ですが、 判例によれば、その場合でもオープンな場であればそれを認める傾向にあるといえます。

#### 名誉毀損罪の既遂時

事例4(事例1のその後) 掲示板に書き込まれた情報がAの所属する会社内で共有された。もっとも、事例1とは異なり、2カ月後、実際にAが放火をしていた事実が発覚し、逮捕された。

さて、表現行為の後にはさまざまな状況の変化もあり得ます。**事例4**を読まれた皆さんは、「真実を記載したXを犯罪者とするのか」と直ちに思われたことでしょう。これを説明するには相当の解説が必要になりますので、次回も含めて考えていきましょう。

まず、Xに名誉毀損罪はいつ成立するのでしょうか。例えば、これまでに登場した詐欺罪では、金銭が犯人に移転した時点が詐欺罪の既遂時であり、それによって損害が生じたと認めやすいといえます。これに対して、名誉毀損がいつ生じたのかを確定するのは至難の業であり、これを法廷で証明するのはほぼ不可能です。したがって、一般的に、名誉毀損の表現行為が公然と

なされれば、その時点を既遂と評価しています (大審院昭和13年2月28日判決)。事例4では、 情報が社内共有された時点ではなく、(事例1で) X がネットの掲示板に投稿した時点が既遂 時になります。

#### 摘示した事実が真実だった場合

「Xの表現は、それを述べた時点で毀損かもしれないが、結果的に社会にとって大事な真実の表現なのだから、おかしいのではないか」。確かに、Xが表現行為をした時点で(神の目から見れば)Aは放火犯だったのですから、Xは処罰されないとするのが素直な理解です。

ここで注意していただきたいのはまたしても 条文です。名誉毀損罪には先に述べた条文の後に「その事実の有無にかかわらず」と規定されています。この文言からしますと、その事実があろうとなかろうと処罰される趣旨ということになります。したがって、刑法230条によると、Xは「Aの放火の事実があったとしても」処罰されることになります。

「それでは誰も発言できなくなってしまうのでは」という懸念への刑法的対応(Xの処罰を控える理由)は次回に譲るとしても、なぜこうした文言がここに記載されているのでしょうか。

社会的名誉には2種類、すなわち、規範的名誉(その人の人格的な真価に対応した評価)と事実的名誉(社会で現実に通用している評価)があると理解されています。そして、刑法230条は、「事実の有無にかかわらず」ですので、後者を保護するといえます。真価とは違うとしても、現実的に社会で通用する評価の毀損が名誉毀損とされているのです(「虚名」も保護されるといわれます)。

次回は、今回に続く刑法230条の2と信用毀損についてみることにします。





# 啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットをウェブサイトに掲載しています。 ぜひ印刷してご活用ください!

バックナンバーもあわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html



